



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次（\*については県例規集掲載事項） (取扱課室名) ページ

○ 教育委員会規則		
*25 和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則	.....	1
*26 和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則	.....	2
*27 和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則	.....	2
○ 告示		
771 平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部改正	(循環型社会推進課).....	3
772 指定自立支援医療機関の変更	(障害福祉課).....	3
773 保安林予定森林	(森林整備課).....	3
774 保安林の指定施業要件変更予定	( ).....	4
775 道路の供用開始	(道路保全課).....	4
○ 選挙管理委員会告示		
21 政治団体の届出事項の異動の届出	.....	5
22 資金管理団体の届出事項の異動の届出	.....	6
23 政治団体の解散の届出	.....	6
24 政治団体の設立の届出	.....	7

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第25号

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月2日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立高等学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立高等学校規則（昭和29年和歌山県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(学期) 第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、<u>和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、学期の期間を変更し、又は2学期制とすることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>3 略</p> <p>(令和2年度における学期の特例)</p> <p>4 <u>令和2年度に限り、第5条第1項の規定の適用については、同項第1号中「8月31日」とあるのは「8月16日」と、同項第2号中「9月1日」とあるのは「8月17日」とする。</u></p>	<p>(学期) 第5条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、<u>教育長の承認を得て、2学期制とすることができる。</u></p> <p>附 則</p> <p>3 略</p>

<p>(令和2年度における夏季休業日の期間の特例)</p> <p>5) <u>令和2年度に限り、第5条の2第1項の規定の適用については、同項第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは、「8月8日から8月16日まで」とする。</u></p>	
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**和歌山県教育委員会規則第26号**

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月2日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立特別支援学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立特別支援学校規則（昭和42年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(学期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、<u>和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、学期の期間を変更し、又は2学期制とすることができる。</u></p> <p>付 則</p> <p>2 略</p> <p>(令和2年度における学期の期間の特例)</p> <p>3) <u>令和2年度に限り、第3条第1項の規定の適用については、同項第1号中「8月31日」とあるのは「8月16日」と、同項第2号中「9月1日」とあるのは「8月17日」とする。</u></p> <p>(令和2年度における夏季休業日の期間の特例)</p> <p>4) <u>令和2年度に限り、第3条の2第1項の規定の適用については、同項第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは、「8月8日から8月16日まで」とする。</u></p>	<p>(学期)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、校長は、<u>教育長の承認を得て、2学期制とすることができる。</u></p> <p>付 則</p> <p>2 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**和歌山県教育委員会規則第27号**

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年6月2日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県立中学校規則の一部を改正する規則

和歌山県立中学校規則（平成16年和歌山県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(学期)	(学期)

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、校長は、和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、学期の期間を変更し、又は2学期制とすることができる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

（令和2年度における学期の期間の特例）

2 令和2年度に限り、第6条第1項の規定の適用については、同項第1号中「8月31日」とあるのは「8月16日」と、同項第2号中「9月1日」とあるのは「8月17日」とする。

（令和2年度における夏季休業日の期間の特例）

3 令和2年度に限り、第7条第1項の規定の適用については、同項第4号中「7月21日から8月31日まで」とあるのは、「8月8日から8月16日まで」とする。

第6条 略

2 前項の規定にかかわらず、校長は、和歌山県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の承認を得て、2学期制とすることができる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第771号

平成19年和歌山県告示第233号（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の17の規定に基づく指定区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

表に次のように加える。

41	紀美野町	下佐々字上吉見	1699番の一部	政令第13条の2第1号
----	------	---------	----------	-------------

和歌山県告示第772号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり変更の届出があったので公示する。

令和2年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
善明寺薬局	和歌山市善明寺301 テナント民芸1階C	医療機関の名称	エム・エス・21薬局善明寺店	善明寺薬局	令和2.4.1

和歌山県告示第773号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 保安林予定森林の所在場所 田辺市龍神村殿原字宮ノ谷北原1264（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第774号

次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

## 3 変更後の指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

東牟婁郡古座川町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び東牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに古座川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 和歌山県告示第775号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

令和2年6月2日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

道路の種類 県道

路線名 上富田南部線

供用開始の区間 田辺市中万呂字田中代548番1地先から同市中万呂字古戸194番1地先まで

供用開始の期日 令和2年6月2日

## 選挙管理委員会告示

## 和歌山県選挙管理委員会告示第21号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
自由民主党和歌山県看護連盟支部	石橋隆子	会計責任者	上田陽子	木村和子	令和 2.3.23
日本共産党和歌山県委員会	下角力	会計責任者	松坂美知子	吉田雅哉	令和 2.4.1
自由民主党和歌山県支部連合会	二階俊博	会計責任者	山下直也	吉井和視	令和 2.5.1

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異 動 年月日
阪本久代後援会	金森睦郎	代表者	金森睦郎	泉敏孝	令和 2.2.19
辻本勉後援会	福井重治	代表者	福井重治	田尻義光	令和 2.3.13
中畑ひとし後援会	中畑仁志	主たる事務所の所在地	有田郡湯浅町大字栖原1358番地	有田郡湯浅町大字栖原545番地	令和 2.3.17
		代表者	中畑仁志	松野康雄	令和 2.3.17
		会計責任者	中畑寿	境久	令和 2.3.17
土井ゆみこ後援会	稲本紀久代	代表者	稲本紀久代	土井博己	令和 2.3.18
尾崎ようじ後援会	脇和之	代表者	脇和之	市川博康	令和 2.3.14
私鉄龍神自動車交通政策研究会	柳本悟視	代表者	柳本悟視	久保憲五	令和 2.3.19
もりもと敏弘後援会	小川明男	主たる事務所の所在地	日高郡美浜町田井313-2	日高郡美浜町田井417-1	令和 2.3.23
		会計責任者	小川明男	谷岡元武	平成 31.3.1
くすもと文郎はげます会	大川克人	主たる事務所の所在地	御坊市御坊96	御坊市島342	令和 元.5.1
林隆一後援会	林隆一	主たる事務所の所在地	和歌山市福島418番地11	和歌山市福島418番地16	令和 2.3.1
藤井みきお後援会	藤井幹雄	主たる事務所の所在地	和歌山市十番丁12番地十番丁ビル4階	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	令和 2.3.25
		会計責任者	藤井明美	上田清之	令和 2.3.25

和歌山の未来をつくる会	寺口一廣	会計責任者	森井直也	池辺泰男	令和 2.3.25
仁坂吉伸那智勝浦後援会	堀順一郎	会計責任者	亀井二三男	下崎弘通	令和 2.3.26
にさか吉伸すさみ町後援会	岩田勉	会計責任者	原口永	坂口唯之	令和 2.4.1
森岡しげおと太地の未来と夢を語る会	森岡茂夫	会計責任者	森岡祐策	土山敬一	令和 2.4.1
山下なおや後援会	吉田眞三	主たる事務所の所在地	和歌山市吹上2丁目2-3 サーパス吹上第2-1004号	和歌山市砂山南2丁目1-4 3	令和 2.4.1
上山ひさし後援会	桑原和希	代表者	桑原和希	江川真司	令和 元.7.4
くるめ啓史後援会	三村康雄	会計責任者	杉谷茂樹	熊代夏樹	令和 2.4.1
和歌山県介護福祉連盟	成尾洋之	会計責任者	住江亮一郎	中井均	令和 2.4.10
うじたせいじ後援会	井畑透	代表者	井畑透	岩本謙三	令和 元.5.12

## その他の政治団体の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
和歌山県看護連盟	石橋隆子	会計責任者	上田陽子	木村和子	令和 2.3.23
全日本不動産政治連盟和歌山県本部	坂本俊一	会計責任者	中西敦子	寺本礼次	令和 2.4.27

## 和歌山県選挙管理委員会告示第22号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
林隆一	林隆一後援会	公職の種類	和歌山県議会議員	和歌山市議会議員	平成 31.4.30
		主たる事務所の所在地	和歌山市福島418番地11	和歌山市福島418番地16	令和 2.3.1

## 和歌山県選挙管理委員会告示第23号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月2日

## その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
美ノ谷とおる後援会	山崎博	令和 2.3.13
寺町ただし後援会	寺町忠	令和 2.3.16
井本泰造後援会	前田佳昭	令和 2.3.17
石井みどり和歌山後援会	中西孝紀	令和 2.2.29
西村まさみを支援する会	中西孝紀	令和 2.2.29
武田丈夫後援会	河口祐三	令和 2.4.7

## 和歌山県選挙管理委員会告示第24号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和2年6月2日

和歌山県選挙管理委員会委員長 小 濱 孝 夫

## 政党の支部

## 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党和歌山県日高郡第四支部	玄素彰人	井上孝夫	日高郡印南町印南854番地の5	○	令和 2.5.15

## その他の政治団体

## 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
尽誠会	谷口昌平	田端清隆	和歌山市東高松2-8-6	令和 2.3.9
山名みのる後援会	山本卓郎	湯川克巳	日高郡由良町吹井252-8	令和 2.3.11
日本母親連盟和歌山支部	中田友里恵	森本裕介	和歌山市狐島615-166	令和 2.3.24
ばば博文後援会	山中孝次	川端和博	日高郡由良町衣奈280-2	令和 2.3.24
三上ゆきお後援会	平林孝郎	坂本雅広	日高郡由良町吹井689番地	令和 2.3.26

みうら源吾後援  
会

吉田擴

瀬戸啓史

御坊市島826-9

令和  
2.4.10